



## 高額療養費の 申請について

一ヶ月の支払い額が自己負担限度額を超えたとき、その超えた金額が高額療養費として後から支給されます。この支給を受けるためには申請が必要です。被保険者証、印かん、領収書、振込先の分かるもの（通帳など）を国保医療課に持参し、手続きをお願いします。

なお、70歳未満の人と70歳以上で区分Ⅰまたは区分Ⅱの人は、入院治療費が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付しますので、入院の際は被保険者証、印かんを持参し、手続きをお願いします。

区分	国民健康保険十介護保険	
	70歳～74歳	70歳未満
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円 (89万円)	126万円 (168万円)
一般	56万円 (75万円)	67万円 (89万円)
非課税	区分Ⅱ	31万円 (41万円)
	区分Ⅰ	19万円 (25万円)

- ※ カッコ内の金額は平成20年4月1日～平成21年7月31日までの限度額です
- ※ 区分Ⅰで、介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、区分Ⅱの限度額が適用されます

用語説明

現役並み所得者：70歳以上で3割負担をされている人  
上位所得者：70歳未満で国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯  
区分Ⅱ：世帯主及び国保被保険者全員が住民税非課税の人  
区分Ⅰ：世帯主及び国保被保険者全員が住民税非課税で所得がない人（年金収入は80万円以下の人）  
一般：上記以外の人

は区分Ⅱ以外の人は「高齢受給者証」により入院時の限度額が自動的に適用されます。

入院のほか、お支払い金額により外来・調剤も該当する場合があります。申請には、お支払いされた金額の確認が必要となりますので、領収書を必ず持参してください。

※該当する見込みのお支払いがあるにもかかわらず、高額療養費の申請の前に他の申請などに領収書の原本を提出される時は必ず写しを保管しておいてください。

## 医療と介護の高額 合算制度について

にお知らせします。  
同じ世帯で1年間に支  
払った国保と介護保険の  
自己負担額を合計し、限  
度額を超えた場合にその  
超えた金額（500円を  
超える場合）を支給しま  
す。限度額は表1のとお  
りです。

平成20年度分は、次の  
①か②のうち大きい方の  
金額を支給します。

①平成20年8月から  
平成21年7月までの自  
己負担額の合計額が、  
表1の上段の金額を超  
える額

②平成20年4月から平  
成21年7月までの自己負  
担額の合計額が、表1の  
下段（かつこ内）の金額  
を超える額

申請は次のものを持参  
のうえ、国保医療課の窓  
口で手続きをお願いしま  
す。

【申請に必要なもの】

現在ご加入の医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、振込先の分かるもの（通帳など）、印かん

※同一世帯でない人が申請する場合は、委任状が必要となります

※算定期間の間に、被用者保険の資格の喪失や、他の市町村からの転入などにより、他の医療保険から城陽市国民健康保険に加入した場合は、前に加入していた医療保険での「医療費自己負担額証明書」が必要となります

※算定期間の間に、他の市町村より転入した場合は、「介護保険自己負担額証明書」が必要となります

**第三者行為は届出を**

交通事故などの第三者の行為が原因でケガや病気になった時、国保の被保険者証を使って医療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

国保へ届け出る前に云々の説明は、この段落に記載されています。

必ず「示談をする前に届出をしてください。医療費は、国保で一日

国保喪失の手続	被保険者と患者の間で、一旦提出する旨を示す。
就職や扶養などにより国保から他の保険に加入した場合は、加入した保険者が発行する新しい被保険者証、国保の被保険者証、印かんを持参し、14日以内に国保喪失の届出をしてください。	他の保険への加入後に国保の被保険者証を使い医療機関にかかるるとその費用を全額請求させていただくことになります。

国民健康保険料（国保料）は必ず期日までに納めましょ

## 国保料の納付は 「座振替」で

## 国保料のお支払

**国民健康保険料（国保料）**  
は必ず期日までに納めましょ。

※国保料の口座振替の  
手続きをされた場合、こ  
ほかの市税なども合わ  
て口座振替でのお支払  
変更となります。

いのに、国保料の納付期限から1年以上滞納する」と、「被保険者資格証明書」の交付となります。資格証明書の交付を受けると、医療費は一旦全額

が著しく困難な人 ▼雇用保険法に規定する失業給付などの受給資格者であって、今年の所得が前年に比べて減少している人▼給付制限を受けて

## 国保料の 減免制度について

は、市の定める基準を満たした場合に限られます

## 一部負担金の减免

